

重要事項説明書

(指定相当通所型サービス)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
都城市指定第4570201824号

当事業所は、契約者に対して指定相当通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1	事業所経営法人	1
2	事業所の概要	1
3	併設事業	1
4	職員配置状況及び業務内容	2
5	設備の概要	2
6	営業日及び営業時間帯	2
7	サービスの内容	2
8	利用料金	3
9	サービス利用に当たっての留意事項	3
10	非常災害対策	4
11	事業継続計画について	4
12	感染症の予防及びまん延防止について	4
13	衛生管理等	4
14	緊急時の対応	4
15	事故発生時の対応	4
16	守秘義務に関する対策	4
17	虐待の防止について	5
18	身体拘束の禁止	5
19	損害賠償について	5
20	運営推進会議の開催	5
21	協力医療機関等	5
22	苦情相談窓口	6

霧島荘デイサービスセンター

社会福祉法人

宮崎県社会福祉事業団

1 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団
法人所在地	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内
電話番号	0985-25-4692
代表者氏名	蔵屋 貴浩（くらや たかひろ）
設立年月日	昭和34年12月1日

2 事業所の概要

サービスの種類	指定相当通所型サービス（令和6年4月1日）
事業所の目的	介護保険法の趣旨に従い、要支援状態等になった場合においても、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な通所介護を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
事業所の名称	霧島荘デイサービスセンター
事業所の所在地	都城市山之口町花木2302-1
電話番号	0986-57-5313
建物の構造	鉄筋コンクリート3階建て
延床面積	263.5㎡
敷地面積	9,739.63㎡
事業所長氏名	兒玉 幸代（こだま さちよ）
事業所の運営方針	契約者の人権と人格の尊重を基本に、お一人おひとりのニーズに応じた介護予防サービス計画を策定し、より質の高い多様なサービスを提供することにより、契約者が安らぎと潤いのある生活を営むことができるよう努めます。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
開設年月日	平成20年11月1日
利用定員	15人
事業実施地域	都城市（原則として）
第三者評価の実施状況	なし

3 併設事業

事業名	指定日	事業所番号	備考
介護老人福祉施設	平成12年2月14日	宮崎県指定第4571700345号	定員60名
短期入所生活介護	平成12年1月14日	宮崎県指定第4571700345号	定員10名
訪問介護	平成11年10月27日	宮崎県指定第4571700055号	
居宅介護支援	平成11年8月26日	宮崎県指定第4571700055号	
養護老人ホーム	平成20年4月1日		定員50名
指定地域密着型通所介護	平成28年4月1日	宮崎県指定第4570201824号	定員15名 (第1号通所事業と併せて)

4 職員配置状況及び業務内容

業 種	職 務 の 内 容	専任	兼任
管 理 者	業務の一元的な管理		1
生活相談員	生活相談及び指導	1	2
看 護 師 機能訓練指導員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理 身体機能の向上・健康維持のための指導	2	
介 護 職 員	介護業務	2名以上	

※ 職員の配置については、常勤換算で指定基準を遵守しています。

5 設備の概要

利用定員	15名	事業所面積 263.5㎡	食堂・機能訓練室 115.8㎡
食 堂	1室	契約者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、契約者の全員が利用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。	
機能訓練室	1室	契約者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。	
浴 室	1室	一般浴槽と機械浴槽を備えています。	
その他の設備		設備として、その他に身障用トイレ、静養室、相談室、事務室等を設けています。	

6 営業日及び営業時間帯

営業日	営業時間帯	サービス提供時間
月～土曜日	8：30～17：30	9：30～16：00が基本

※ 但し、12月31日から1月2日の年末年始は営業しません。

7 サービスの内容

送 迎	送迎車により、事業所と自宅との間を行います。途中下車はお断りします。通常の営業時間の利用の方を送迎します。
食 事	契約者に合った食事を提供します。
入 浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。
日常動作訓練	契約者が在宅で生活可能な動作訓練を行います。(アクティビティサービス)
生活相談・援助	事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
レクリエーション	併施設において実施される行事等に参加することができます。(アクティビティサービス) なお、行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。
排 泄	随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい。)

健康 チェック	毎朝、看護職員による血圧測定、体温等のバイタルチェックを行い健康状態の確認をします。
機能訓練	看護職員、介護職員、生活相談員が共同して、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

8 利用料金

都城市長が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 第1号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】報酬告示額

① 基本料金（1月当り）（単位 円）

介護度	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）	利用者負担金（3割）
要支援1・事業対象	1, 7 9 8	3, 5 9 6	5, 3 9 4
要支援2・事業対象	3, 6 2 1	7, 2 4 2	1 0, 8 6 3

② 加算料金等（単位 円）

種類	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）	利用者負担金（3割）
送迎減算（片道）	— 4 7	— 9 4	— 1 4 1
科学的介護推進体制加算	4 0	8 0	1 2 0
サービス提供体制強化加算Ⅲ			
要支援1・事業対象	2 4	4 8	7 2
要支援2・事業対象	4 8	9 6	1 4 4
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス単位数の9. 0%		

③ 食事の提供に要する費用 1食（昼食）500円

④ おむつ代 実費

⑤ 日常生活費 実費

9 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 契約者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。また、利用日に休まれる場合は事前にご連絡ください。
- ② 感染症（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）に契約者及び近親者の方が罹患した場合、サービスの利用を控えていただくことになりますので、必ず事前に事業所の従事者にご連絡ください。
- ③ 利用時間の変更は、随時ご相談ください。
- ④ 契約者は、事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業員に声をかけてください。
- ⑤ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、トラブルの原因になりますのでご遠慮ください。
- ⑥ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

- ⑦ サービス利用中の外出はお断りいたします。
- ⑧ 事業所内での飲酒及び指定場所以外での喫煙はしないでください。
- ⑨ 利用当日給食のキャンセル料は、ご負担願います。
- ⑩ 契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する布教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

10 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回契約者及び従業者等の訓練を行います。

11 事業継続計画について

事業者は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

12 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は感染症の予防及びまん延防止に努める為、感染防止に関する委員会においてその対策を協議し、その結果について従業者に周知徹底を図り、指針を作成するものとします。また従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修会や訓練を定期的の実施します。

13 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

14 緊急時の対応

サービス提供時に契約者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

15 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

16 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

17 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についてサービス従事者に周知します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ サービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 虐待防止の担当者を配置します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

担 当	氏 名	所属・役職等	電 話
虐待防止担当者	渡邊 宏	特別養護老人ホーム霧島荘 総務課長	0986-57-2165

18 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

19 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

20 運営推進会議の開催

事業者は、利用者及びその家族、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置します。

運営推進会議は、おおむね6月に1回以上開催し、当事業所の活動報告をし、評価、要望、助言等をいただきます。

21 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、契約者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。なお、下記医療機関で

の優先的な診察治療等を保障又は義務付けするものではありません。

協力医療機関	所在地	診療科目	電話
大岐医院	都城市山之口町花木2567-3	内科、胃腸科、消化器科	0986-57-2025
志々目医院	都城市山之口町花木1999-2	内科	0986-57-2004
永田病院	都城市五十町5173	内科、精神科	0986-23-2863
稲田歯科医院	都城市山之口町花木2562	歯科	0986-57-2030
やまのくち歯科	都城市山之口町花木2262-3	歯科	0986-57-5588

22 苦情相談窓口

① 当事業所の提供するサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

◇ 受付時間：8時30分～17時30分（12月31日から1月2日及び日曜日を除く）

担 当	氏 名	所属・役職等	電 話
苦情解決責任者	兒玉 幸代	特別養護老人ホーム 霧島荘園長	0986-57-2165
苦情解決受付担当者	荒木 睦美	〃 地域支援係長	0986-57-5313
第三者委員			

② 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

機 関 名	所 在 地	電 話
都城市役所 介護保険課	都城市姫城町6街区21号	0986-23-2114
都城市山之口総合支所 地域生活課	山之口町花木2005	0986-57-3111
宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	宮崎市原町2-22	0985-60-0822
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町231-1	0985-35-5301
三股町介護高齢係	三股町五本松1番地1	0986-52-9062

令和 年 月 日

指定相当通所型サービスの開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

事業者名 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

事業者住所 宮崎市原町2番22号

代表者職・氏名 理事長 蔵屋 貴浩 印

<事業所>

事業所名 霧島荘デイサービスセンター

事業所住所 都城市山之口町花木2302-1

施設代表者職・氏名 所長 兒玉 幸代 印

説明者職・氏名 地域支援係長 荒木 睦美 印

私は、本書面に基づいて、事業者から指定相当通所型サービスについて重要事項の説明を受け同意し交付されました。

<契約者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<契約者代理人（選任した場合）>

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄

この重要事項説明書は、厚労省令第37条（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用者又はそのご家族への重要説明のために作成したものです。